

令和7年度川口市立安行中学校部活動に係る活動方針

☆2018年3月スポーツ庁から、また同年12月文化庁からの、運動部及び文化部の部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを受けて、同年7月に埼玉県の一部活動の在り方に関する方針が策定されました。(令和6年4月改定)

これにより「川口市部活動方針」が策定され(令和7年1月改定)、それに則り各校で「学校の部活動に係る活動方針」の策定と公表が義務付けられました。川口市内中学校は「川口市部活動方針」における「3つのポイント」を共通理解とし、毎年度各校の実態に即した部活動に係る活動方針を策定し、ホームページ等で公表します。

部活動の教育的意義

生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動は、スポーツ、文化及び科学等に親しませるだけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図るとともに、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場となる。

部活動の目的

- 学習活動と部活動との両立を通して、充実した学校生活の実践を図る。
- 計画的で効果的な活動の実践を通して、生徒の心身の健康の増進を図る。

本校の部活動

- 運動部
サッカー 野球 陸上 男子ソフトテニス 女子ソフトテニス ソフトボール 水泳 柔道 剣道
男子卓球 女子卓球 男子バスケットボール 女子バスケットボール 女子バレーボール
- 文化部
吹奏楽 合唱 美術 文芸 生活科学 和太鼓(特別支援学級のみ)

対象

- 本校部活動に加入している全生徒(ただし、入部については任意とする)

◇活動方針の3つのポイント◇

(1) 活動時間の設定

- 1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。休憩時間も含む。
 - ・活動準備、片付け、移動に要した時間につきましては、活動時間に含まない。
 - ・課業日の活動時間(完全下校時間)

(1) 放課後	[6時間授業]	[5時間授業]	[午前中授業]
① 4/1～新人戦終了	16:00～17:30(90分)	15:00～17:30(150分)	14:00～16:00(120分)
② 新人戦終了～3/31	16:00～17:10(70分)	15:00～17:10(130分)	14:00～16:00(120分)
 - ・朝練習は原則禁止とする。 ※給食のない日 13:30～15:30
 - ・定期テスト1週間前及び定期テスト期間中の部活動は原則禁止とする。
 - ・大会(公式戦)2週間前からは30分延長を認める。(校長許可)
(ここでいう公式戦とは、「学校総合体育大会」、「市民体育大会」のことを指す。)
 - ・「教員の勤務時間内に活動を実施することを基本とする」ことについて、令和9年度の実施へ向け活動終了時間を段階的に進めていく。(令和6年17:45 令和7年17:30 令和8年17:15 令和9年17:00 予定)

(2) 休養日の設定

- 学期中は、原則として**週2日以上**の**休養日**を設ける。(平日1日以上かつ土日いずれか1日以上)
(土日を含む3連休等も例外ではない)
- 定期テスト1週間前及び定期テスト期間中(最終日も含む)の部活動は原則禁止とする。
- ふれあいデーは全部活動一斉休養日とする。
- 一斉休養日以外は各部活動で休養日を設定する。
- 週末に大会・コンクール等への参加を認め活動した場合は、休養日を他の日に振り返る。

(3) 休養期間(オフシーズン)の設定

- 長期休業日は、学期中の休養日の設定に準じるとともに、**学校閉庁日 8/10～16 及び年末年始 12/28～1/4、11/14(県民の日)**は**休養期間(オフシーズン)**に設定する。
※但し、全国大会出場及びコンクール等で休養期間での活動がやむを得ないと判断した場合は、顧問が校長にオフシーズン活動許可を申し出、校長が活動内容を確認し活動及び大会・コンクール等への参加の有無を認可する。休養期間に活動した日数は休養日として他の日に振り替える。(長期休業中が望ましい)

指導体制の整備について

- 各顧問が年間、月間の活動計画及び、活動実績を作成し、管理職に提出する。
- 作成した各種計画については、顧問を通し生徒及び保護者に公表する。
- 管理職は適宜部活動の視察を実施し、必要に応じて顧問と面談を実施する。
- 外部指導者を積極的に活用し、専門的な指導を生徒に提供する。

具体的な活動の進め方について

- 年間活動計画書・月間部活動実施計画書及び実施報告書により、部活動に係る活動方針に則った適切な部活動運営を目指す。
- 安全指導を徹底する。
 - ・施設や設備の点検を定期的実施し、事故の防止に努める。
 - ・教職員全員が参加する心肺蘇生法やAED使用の研修を実施する。
 - ・熱中症事故防止を徹底する。(生徒の活動における熱中症対策を適時公表する)
- 体罰やハラスメントの根絶を目指し、職員研修を実施する。
- 部活動顧問会を設置し、定期的(4・9・1月)に情報交換を行う。
- 生徒間のいじめやトラブル等の防止のため、顧問教諭、担任、養護教諭等の連携を図る。
- 効率的で安全な練習メニューを作成し、生徒が自主的かつ自発的に活動できるよう校内研修の開催や校外で実施される研修会・実技講習会等への積極的な参加を推進する。
- 部活動費用(部費など)を徴収する際は、管理職の指導の下、保護者の理解を得るとともに、会計報告を行うなど適正な処理を実施する。

【2025. 4. 1～2026. 3. 31適用】